

医療費が高額になりそうなき…

「限度額適用認定証」をご活用ください

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると1ヶ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。

重要

- ※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。
- ※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

申請の手順

- 1 加入している健康保険に申請
●必要なもの：保険証・印鑑
- 2 「限度額適用認定証」交付
※申請から交付まで1週間から10日かかる場合があります。
- 3 「保険証」と「限度額適用認定証」を病院の入院窓口(9,10番)に提出してください。



限度額
適用認定証



※詳しくは加入されている各健康保険にご確認ください。

- ◎国民健康保険・後期高齢者医療 → 各市町村役場
- ◎全国健康保険協会 → 全国健康保険協会都道府県支部（協会けんぽ）
- ◎組合健保 → 各健康保険組合
- ◎共済組合 → 各共済組合

重要

- 限度額適用認定証は申請した月から有効となります。交付には数日かかる場合がございますので申請はお早めをお願いします。
- 月末に入院した場合や申請をしても月末までにお手元に届かない場合は、入院窓口(9番・10番)に、お早目にご相談ください。

医療費自己負担限度額の計算方法は裏面をご参照ください

水戸済生会総合病院 医療福祉相談室
TEL：029-254-5151
場所：本館1階（正面玄関近く）
本館3階

医療費自己負担限度額の計算方法

重要

- 医療費の自己負担の上限額は、加入者が70歳以上かどうか、または所得によってその割合が異なります。
- 保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。
 ※70歳以上で一般所得・課税所得Ⅲの方は「各種健康保険証」の提出のみで限度額までとなります。
 ※課税所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額認定証」の提出が必要となります。

70歳以上の方の上限額

適用区分		ひと月の上限額		4回目	食事代
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)		
課税所得Ⅲ	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%		140,100円	460円/1食 (1380円/日)
課税所得Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%		93,000円	
課税所得Ⅰ	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%		44,400円	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 年14万4千円	57,600円	44,400円	
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		210円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		100円

注) 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

69歳以下の方の上限額

※毎月の上限額は、加入者の所得水準により異なります。

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目	食事代
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%	140,100円	460円/1食 (1380円/日)
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000円	
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円	
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円	210円

注) 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。